

(中国国家知識産権局により公表された救済措置の仮訳)

日本の震災による特許期間の遅延に対する救済措置

2011年3月11日に発生した日本東北地方の強烈な地震と津波により、特許出願者、特許権利者及び関連当事者が多大な影響を受けている。中国国家知識産権局は日本の現状を十分に配慮し、関連する法律規定に基づき、以下の救済措置をとることとする。

1. 当事者は地震、津波及びこれらに起因する二次災害によって、専利法及びその実施細則に規定した期間、又は国家知識産権局が指定した期間に間に合わないことによりその権利を喪失した場合、専利法実施細則第六条一項の規定を適用する。当事者は障害が取り除かれた日から起算して2ヶ月以内に、遅くとも期間の満了日から起算して2年以内に、権利の回復を請求することができる。権利の回復を請求する場合、権利回復請求書の提出、理由の説明、及び関係証明書類の添付と同時に、権利喪失前に行うべき関連手続を行わなければならない。

2. 当事者は上述の災害の発生により、指定された期間内にある行為又は手続を完了できない場合、専利法実施細則第六条四項の規定を適用する。当事者は期間の満了日まで、期間の延長を請求することができる。ただし、専利法実施細則において、延長を認めないと明確に規定されている期間は除く。期間の延長を請求する場合、期間延長請求書を提出し、かつ理由を説明しなければならない。

本件に関するお問い合わせ先

電話番号：(8610) 6208-8794

(8610) 6208-8805